

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度マーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度（以下「宣言認証制度」という。）のマークの取扱いについて、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度実施要綱第15条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 宣言マーク、第1段階認証マーク、第2段階認証マーク及び第2段階プレミアム認証マーク（以下「宣言認証マーク」という。）のデザインは、次のとおりとする。

宣言



第1段階認証



第2段階認証



第2段階プレミアム認証



(使用の届出)

第3条 宣言認証マークを使用しようとする者は、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度マーク使用届出書（別記様式）により、あらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 県、県内自治体及び宮城県介護人材確保協議会関係団体が、宣言認証制度の普及啓発に使用する場合

(2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道目的に使用する場合

2 知事は、届出の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該届出に係るマークの電子データを交付するものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

(2) 宣言認証制度のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合

(3) 特定の政治、思想、宗教及び募金の活動に使用されるおそれがある場合

(4) その他宣言認証マークの使用が適切でないと認められる場合

(使用上の遵守事項)

第4条 宣言認証マークの使用者（以下「使用者」という。）は、マークの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）届け出た使用目的以外の目的に使用しないこと。

（2）マークの色、縦横の比率、その他デザインを変更しないこと。ただし、単色印刷は可とする。

2 使用者は、要綱第10条の規定により宣言の登録及び認証を取り消されたときは、速やかに宣言認証マークの使用を停止しなければならない。

(使用期間)

第5条 宣言認証マークを使用することができる期間は、次の各号に掲げるところによる。

（1）宣言マーク 宣言の登録を受けてから第1段階認証を受けるまでの間

（2）第1段階認証マーク、第2段階認証マーク及び第2段階プレミアム認証マーク 当該認証の有効期間

(使用内容の変更)

第6条 使用者は、届出の内容を変更しようとするときは、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度マーク使用届出書（別記様式）により、あらかじめ知事に届け出なければならない。

(要領の改廃)

第7条 この要領の改廃は、知事が行う。





(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、宣言認証マークの使用に関し必要な事項は、長寿社会政策課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月12日から施行する。

(別記様式)

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度 宣言認証マーク使用届出書	
年 月 日	
宮城県知事 殿	
マークの使用について、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度マーク使用要領第3条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。	
1 申請者	住所 〒 名称 代表者 担当者名・連絡先 (TEL・FAX・E-mail)
2 マークの種類	<input type="checkbox"/> 宣言 <input type="checkbox"/> 第1段階 <input type="checkbox"/> 第2段階 <input type="checkbox"/> プレミアム     ※該当するマークにチェックをつけてください。
3 使用目的	例：パンフレット、情報誌、名刺、名札、その他 ()
4 使用方法	※具体的に記入してください。使用イメージ図があれば添付してください。
5 使用期間	宣言の場合： <input type="checkbox"/> 第1段階認証を受けるまで 認証の場合： <input type="checkbox"/> 認証有効期間の最終日まで

※使用に当たっては、下記の事項をお守りください。

- (1) 使用目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) マークの色、縦横の比率、その他デザインを変更しないこと (モノクロ印刷は可)。
- (3) マーク使用品の現物1点又は現物の写真を提出すること。
- (4) 届出内容に変更があった場合は速やかに変更を届け出ること。
- (5) 不正な使用が行われた場合は、使用者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去等を行うこと。